



宮 崎 県 公 報

平成29年3月16日(木曜日) 第 2878 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定施術者の廃止の届出… (福祉保健課) 1
- 牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視
伝染病の発生予防のための検査の実施… (家畜防疫対策課) 1
- 道路の供用の開始 (2 件) … (道路保全課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定… (砂防課) 3

頁

公 告

- 土砂災害特別警戒区域の指定… (砂防課) 5
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告… (税務課) 5
- 県営土地改良事業に係る換地処分… (農村整備課) 5
- 農地中間管理機構が行う土地改良事業に係る換
地処分の届出… (“) 5
- 河川整備計画の変更… (河川課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (2 件) … (建築住宅課) 6

告 示

宮崎県告示第 193号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
木下 卓郎	都城市志比田町4969-	平成29年2月10日

(きのした鍼灸整骨院) 9

宮崎県告示第 194号

牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成29年 4月1日から 平成30年 3月31日まで
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛白血病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査		
	アカバネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛			

	チュウザン病	月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査
	アイノウイルス感染症		
	イバラキ病		
	牛流行熱		
	伝達性海綿状脳症		
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査
	馬	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査
馬伝染性貧血			
馬インフルエンザ	一般臨床検査及び抗体検査		
馬パラチフス	一般臨床検査及び細菌検査		
めん羊及び山羊	馬伝染性子宮炎	一般臨床検査及び細菌検査	
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満12月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	エライザ検査
	豚	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査
	豚コレラ		
オーエスキー病			
伝染性胃腸炎			
豚繁殖・呼吸障害症候群			
鶏	豚流行性下痢	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査
	高病原性鳥インフルエンザ		
	低病原性鳥インフルエンザ		
	ニューカッスル病		
	家きんサルモネラ感染症		
鶏マイコプラズマ病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査	
蜜蜂			腐蛆病

宮崎県告示第 195号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月16日から平成29年 3 月30日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5218番5地先から同市同町5221番1地先まで	平成29年 3 月16日

宮崎県告示第 196号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月16日から平成29年 3 月30日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市小川町5234番11地先から同市同町5234番11地先まで	平成29年 3 月16日

宮崎県告示第 197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西米良村	竹之尾谷	07- 403- 1 - 013	土 石 流
	小谷又谷川	07- 403- 1 - 014	土 石 流
	水内谷	07- 403- 1 - 018	土 石 流
	よかりお谷	07- 403- 1 - 019	土 石 流
	小平	07- 403- 2 - 001	土 石 流
	咲山(3)	07- 403- 2 - 004	土 石 流
	利栄谷	07- 403- 2 - 007	土 石 流
	縄瀬(4)	07- 403- 2 - 015	土 石 流
	上板谷	07- 403- 2 - 019	土 石 流
	深瀬	07- 403- 2 - 026	土 石 流
	猪津久呂谷	07- 403- 2 - 046	土 石 流
	越野尾(1)	07- 403- 2 - 047	土 石 流
	小川	07- 403- 2 - 048	土 石 流
	松原(1)	07- 403- 2 - 049	土 石 流
	木浦	07- 403- 2 - 050	土 石 流
	吐の谷(1)	07- 403- 2 - 051	土 石 流
	吐の谷	07- 403- 2 - 052	土 石 流
	吐の谷(2)	07- 403- 2 - 053	土 石 流
	松原(2)	07- 403- 2 - 054	土 石 流
	松原(3)	07- 403- 2 - 055	土 石 流
沢水谷	07- 403- 2 - 056	土 石 流	
流合	07- 403- 2 - 057	土 石 流	
越野尾(2)	07- 403- 2 - 058	土 石 流	
竹之尾1	I - 1 - 1042	急傾斜地の崩壊	
一番の久保	I - 1 - 1043	急傾斜地の崩壊	
春之平	I - 1 - 1045	急傾斜地の崩壊	
春之平-新①	I - 1 - 1045-新①	急傾斜地の崩壊	
元米良	I - 1 - 1046	急傾斜地の崩壊	
元米良-新①	I - 1 - 1046-新①	急傾斜地の崩壊	
上板谷	I - 1 - 1057	急傾斜地の崩壊	
越野尾その1	I - 1 - 1064	急傾斜地の崩壊	
越野尾その2	I - 1 - 1065	急傾斜地の崩壊	
吉村	I - 1 - 3386	急傾斜地の崩壊	
吉村-新①	I - 1 - 3386-新①	急傾斜地の崩壊	
猪野津久呂-1	I - 1 - 3387	急傾斜地の崩壊	
猪野津久呂-1-新①	I - 1 - 3387-新①	急傾斜地の崩壊	
猪野津久呂-1-新②	I - 1 - 3387-新②	急傾斜地の崩壊	
越野尾校	I - 2 - 0049	急傾斜地の崩壊	
越野尾校-新①	I - 2 - 0049-新①	急傾斜地の崩壊	
小川公営住宅	II - 1 - 1063	急傾斜地の崩壊	
小川公営住宅-新①	II - 1 - 1063-新①	急傾斜地の崩壊	

小川公営住宅-新②	Ⅱ-1-1063-新②	急傾斜地の崩壊	縄瀬-4	Ⅱ-1-6052	急傾斜地の崩壊
木浦-1	Ⅱ-1-6021	急傾斜地の崩壊	猪野津久呂-2	Ⅱ-1-6056	急傾斜地の崩壊
木浦-1-新①	Ⅱ-1-6021-新①	急傾斜地の崩壊	小川-1	Ⅱ-1-6057	急傾斜地の崩壊
木浦-2	Ⅱ-1-6022	急傾斜地の崩壊	小川-2	Ⅱ-1-6058	急傾斜地の崩壊
井戸内-1	Ⅱ-1-6033	急傾斜地の崩壊	小川-3	Ⅱ-1-6059	急傾斜地の崩壊
井戸内-3	Ⅱ-1-6035	急傾斜地の崩壊	小川-3-新①	Ⅱ-1-6059-新①	急傾斜地の崩壊
井戸内-4	Ⅱ-1-6036	急傾斜地の崩壊	流合-1	Ⅱ-1-6060	急傾斜地の崩壊
井戸内-5	Ⅱ-1-6037	急傾斜地の崩壊	横野-新①	Ⅱ-1-6061-新①	急傾斜地の崩壊
春之平-3	Ⅱ-1-6039	急傾斜地の崩壊	横野-新②	Ⅱ-1-6061-新②	急傾斜地の崩壊
春之平-3-新①	Ⅱ-1-6039-新①	急傾斜地の崩壊	出合之内	Ⅱ-1-6062	急傾斜地の崩壊
堤原-1	Ⅱ-1-6041	急傾斜地の崩壊	児原-1	Ⅱ-1-6063	急傾斜地の崩壊
堤原-1-新①	Ⅱ-1-6041-新①	急傾斜地の崩壊	児原-2	Ⅱ-1-6064	急傾斜地の崩壊
中三財-1	Ⅱ-1-6042	急傾斜地の崩壊	児原-2-新①	Ⅱ-1-6064-新①	急傾斜地の崩壊
中三財-1-新①	Ⅱ-1-6042-新①	急傾斜地の崩壊	堤原-2	Ⅱ-1-6070	急傾斜地の崩壊
中三財-2	Ⅱ-1-6043	急傾斜地の崩壊	井戸内-6	Ⅱ-1-6074	急傾斜地の崩壊
坊主荘-1	Ⅱ-1-6044	急傾斜地の崩壊	井戸内-7	Ⅱ-1-6075	急傾斜地の崩壊
吉村-1	Ⅱ-1-6045	急傾斜地の崩壊	井戸内-8	Ⅱ-1-6076	急傾斜地の崩壊
吉村-1-新①	Ⅱ-1-6045-新①	急傾斜地の崩壊	内之畑	Ⅱ-1-6077	急傾斜地の崩壊
上板谷-3	Ⅱ-1-6046	急傾斜地の崩壊	小川-4	Ⅱ-1-6078	急傾斜地の崩壊
上板谷-3-新①	Ⅱ-1-6046-新①	急傾斜地の崩壊	小川-5	Ⅱ-1-6079	急傾斜地の崩壊
上板谷-4	Ⅱ-1-6047	急傾斜地の崩壊	折立	Ⅱ-1-6080	急傾斜地の崩壊
縄瀬-2	Ⅱ-1-6050	急傾斜地の崩壊	古屋敷	Ⅱ-1-6081	急傾斜地の崩壊
縄瀬-3	Ⅱ-1-6051	急傾斜地の崩壊	古屋敷-新①	Ⅱ-1-6081-新①	急傾斜地の崩壊
			中三財-3	Ⅱ-1-6082	急傾斜地の崩壊
			中三財-3-新①	Ⅱ-1-6082-新①	急傾斜地の崩壊

	松 原	Ⅱ - 1 - 6083	急傾斜地の崩壊	上 板 谷	07- 403- 2 - 019	土 石 流
	合崎-新①	Ⅱ - 1 - 6084-新①	急傾斜地の崩壊	木 浦	07- 403- 2 - 050	土 石 流
	山 中	Ⅱ - 1 - 6085	急傾斜地の崩壊	吐の谷（1）	07- 403- 2 - 051	土 石 流
	中 之 藪	Ⅱ - 1 - 6086	急傾斜地の崩壊	吐の谷（2）	07- 403- 2 - 053	土 石 流
	中之藪-新①	Ⅱ - 1 - 6086-新①	急傾斜地の崩壊	流 合	07- 403- 2 - 057	土 石 流
	坊主荘-2	Ⅱ - 1 - 6088	急傾斜地の崩壊	猪野津久呂-1	I - 1 - 3387	急傾斜地の崩壊
	鮎 川 原	Ⅱ - 1 - 6089	急傾斜地の崩壊			
	沢 水	Ⅱ - 1 - 6090	急傾斜地の崩壊			
	流合-2	Ⅱ - 1 - 6091	急傾斜地の崩壊			
	流合-2-新①	Ⅱ - 1 - 6091-新①	急傾斜地の崩壊			
	下 鶴	Ⅱ - 1 - 6092	急傾斜地の崩壊			
	岩 爪	Ⅱ - 1 - 6093	急傾斜地の崩壊			
	岩爪-新①	Ⅱ - 1 - 6093-新①	急傾斜地の崩壊			
	永 江	Ⅱ - 2 - 0371	急傾斜地の崩壊			

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	小谷又谷川	07- 403- 1 - 014	土 石 流
	小 平	07- 403- 2 - 001	土 石 流
	利 栄 谷	07- 403- 2 - 007	土 石 流
	縄瀬（4）	07- 403- 2 - 015	土 石 流

上 板 谷	07- 403- 2 - 019	土 石 流
木 浦	07- 403- 2 - 050	土 石 流
吐の谷（1）	07- 403- 2 - 051	土 石 流
吐の谷（2）	07- 403- 2 - 053	土 石 流
流 合	07- 403- 2 - 057	土 石 流
猪野津久呂-1	I - 1 - 3387	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
10ℓ券1枚
50ℓ券6枚
- 用途
農業等
- 記号及び番号
10ℓ券C 4600152
50ℓ券F 4600123～F 4600128
- 有効期間
平成28年8月1日から平成29年7月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
えびの市農業協同組合 加久藤給油所
- 紛失年月日
平成29年3月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、第2内山地区1換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社（宮崎市））から長園原地区の換地処分をした旨の届出があった。

平成29年3月16日

宮崎県知事 河野俊嗣

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により

定めた五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川圏域河川整備計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字榊山字植木原1866番 1、1866番 2	都城市都北町3530番地 1 有限会社 崎田工務店 代表取締役 崎田 英俊

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成29年 3 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字大原1758 - 1、1757 - 4	都城市上川東 2 丁目31番地19 はやま建設 株式会社 代表取締役 徳留 良一